

平成14年度第3回石狩市男女共同参画推進委員会

平成15年3月28日(金)

午後3時00分

市役所201会議室

出席委員 桜庭委員長、木村副委員長、榎本委員、山田委員、中村委員、平井委員、松下委員、浅野委員、北田委員、木本委員、高谷委員、三崎委員

事務局 野企画財政部長、桑島市民の声を聴く課長、谷川市民の声を聴く課主査

傍聴者 なし

議題 1. 報告事項

(1) 平成14年度男女共同参画推進事業

(2) 平成15年度男女共同参画推進事業(案)

2. 協議事項

(1) 男女平等に関する市民意識調査について

(2) 教育における男女平等について

委員長：本日は、報告事項として、平成14年度男女共同参画推進事業として今年度市民の声を聴く課が所管した事業の報告と、平成15年度の事業の案の2点、それから協議事項として男女平等に関する市民意識調査についてと、教育における男女平等についての2点について、皆様のご意見を頂戴することとしておりますが、早速事務局から、まず報告事項の1番目平成14年度男女共同参画推進事業について説明していただきます。お願いします。

事務局：本日お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは早速ですが、14年度の男女共同参画推進事業の概要について、事前にお配りしましたけれども、これについて説明させていただきます。

まず、意識啓発事業といたしまして、男女共同参画フェスタ in いしかり。本年度で3回目になりますけれども、6月23日に開催してございます。テーマを「自然の中で感じた家族」と題しまして、講師にタレントで活躍の清水國明さんをお招きしてございます。

これにあわせまして、男女共同参画写真コンテストを行っております。4月から5月までの間募集いたしまして、応募が8点で、表彰につきましては最優秀賞1点、佳作4点を表彰させていただき、先ほどの講演会に先立って表彰式を行っております。

あわせまして、出展作品の写真展を男女共同参画推進週間であります6月20日から26日までの間、市役所のロビー、そしてこの表彰式の間につきましては、会場であります北コミセンのロビーで展示をしております。

続きまして、男女共同参画セミナーですが、こちらにつきましてはテーマを一つ設けて二

つないし三つのコースを例年実施しております、今年につきましては、「私が私であるために」というメインテーマを設けまして2日間開催しております。一つ目は『「私」を主語に話そう』。二つ目は『本音でトーク』というサブテーマを設け、2月25日と2月27日の夜7時から8時半までの間で開催しております。こちらの講師が心理カウンセラーでいらっしゃるしまして、また北海道女性起業家ネットワークの代表をお務めの神田裕子さん。それと、2日目にはその神田さんと株式会社日本福祉介護教育センター北海道支社長でいらっしゃる佐渡弘毅さんに講師をお務めいただいております。こちらにつきましては、延べ44人の参加をいただいております。

なお、このフェスタとセミナーにつきましては、例年課題に挙げられています男性をどういふふうに取り込むかということにつきまして、特に男女共同参画といいましても、なかなか男性のご参加をいただけないというお話もいただいておりますものですから、フェスタにつきましては40歳代ぐらいで子育ての最中であろう男性をターゲットに考えまして、そういった方々になじみのある清水國明さんに講師をお務めいただきました。清水國明さんは、テレビで活躍されるほかにアウトドアでも活躍されているのですけれども、以前、ご自身の失敗された経験を踏まえて、今本当にみずから子育てに携わっていらっしゃるということから、そういった子育てですとか、あと老後のお話ですとか環境なども含めたお話をいただいております。

それと、セミナーにつきましても男性の方も講師としてお招きしたということとあわせて、平日の夜の日程を設けまして、延べで44名のご参加となりますが、実際にお申し込みいただきました32人のうち、男性7人の参加をいただけてきたところでございます。

続きまして、ISHIKARI YOUNG FORUMとございますけれども、これは、これまで教育委員会と四つの中学校の青少年健全育成協議会が中心になって実施してまいりましたが、今年、人権についてのワークショップを開催する計画をたてているという情報をいただいたものですから、それでは私どもでも一緒にやらせていただきたいと申し入れまして、教育委員会と私どもと、あと後援として石狩人権啓発活動ネットワーク協議会も交えまして、フォーラムを開催したところでございます。

ワークショップにつきましては、「常識を考える～たとえば、男女平等って当たり前?～」と題しまして、小学生、中学生43名の参加をいただきながら、ゲーム形式をふんだんに取り入れた進めかたで開催しております。

なお、事前にお送りした資料の中の、ISHIKARI YOUNG FORUMのアンケート結果をご覧いただきたいのですが、この中でおもしろいところが1点ありましたものですから、その点だけ説明いたします。

今年度、後ほども触れさせていただきます教育における男女平等ということもあったものですから、そのこともイメージしまして、このアンケートを実施してみたのですけれども、設問の回答につきましては大体予想されるとおりかなと思うのですが、最後の第8問、あなたは将来何になりたいかといったときに、小学生男子と中学生男子の間で回答がまるっきり

変わってくるのですね。サンプルが43人なものですから、果たしてどう分析できるものなのか、分析していいのかどうか分かりませんが、この点はちょっと触れていないのですけれども、こういったちょっと興味深い回答が得られたところでございます。

委員長：こんなふうになってしまうのですね。

事務局：続いて、情報提供につきましては、引き続き市民図書館の1階に月刊誌ですとか資料、いろいろな情報誌を提供しておりますほか、ビデオソフトの閲覧、貸し出しも行ってあります。これは現在、男女平等、男女共同参画関連でいいますと20本のビデオを開架してございます。

そのほか同じように、私ども主催の男女共同参画推進事業ですとか、道立女性プラザですとか、近隣市町村の開催事業に関する情報を、これまでのセミナーですとかにご参加いただいた方々にご案内しているところでございます。

続いて裏面にまいります。

エンパワーメント事業についてでございますけれども、こちら3年目を迎えております。女性会議等参加費補助事業といたしまして、本年度は10月4日、5日に青森県で「日本女性会議」が開催されておりまして、募集しましたところお一人の申し込みをいただいて、補助させていただいたところです。

もう一点、男女共同参画国内研修ですけれども、こちらにつきましては、各種ある事業の中から国立女性教育会館で開催されました「又エック2002全国交流フェスティバル」と、それにあわせて、東京都世田谷区にございます羽根木プレーパークの視察に派遣いたしました。応募が3名ありましたが、こちらで選考させていただいた上でお二人を派遣して職員1名が随行しまして研修を積んだところでございます。

そのほか、相談事業の女性相談にまいります。これは毎月第3木曜日と合わせて、6月の推進週間の中で特別相談日を設けております。資料には2月現在で12回とありますが、つい先日、3月の相談日が終わりました13回開設して、相談件数が4件でございます。内訳は親子関係が2件、離婚に関して2件ということになっております。

そのほか、相談日以外で2件の相談を寄せられておりますけれども、夫婦関係が1件と、DVの被害者が相談にこられ、民間シェルターにご案内したというのが1件でございます。

以上、14年度の男女共同参画推進事業の報告をさせていただきます。

委員長：ありがとうございます。

ただいま事務局の方から平成14年度の男女共同参画推進事業ということで、市民の声を聴く課という観点の部分をご説明いただきました。

ただいまのご説明で、ご質問等ございますでしょうか。

中村：ビデオソフトの閲覧、貸し出しというのは、状況としてはどうなのですか。いろいろな方が利用されているのですか。

事務局：いえ、ちょっと以前の数字ですけれども、20本ありますけれども、一本あたり1件ないしは2件という程度です。

委員長：どうなのでしょう。中身が難しいということでしょうか。余り楽しくない、それとも何か、よほど小さなグループとかでなければ楽しめない、見られないとか、あるいは何か設備がない。設備がないと見られないということはないですね、ビデオならね。

事務局：一通り見たのですけれども全然楽しくないです。逆に言えば、例えば学校教育の現場で使っていただけるようなタイプのものと、それからコマーシャルというか、テレビなんかでちょっと男女共同参画と流れことがありますよね。あれにちょっと尾ひれがついた程度のなのですね。

委員長：物語がついたような。

事務局：ええ。それで、もっと違う種類のものがないかということで、いろいろなところに当たってはみたのですよ。ところが、今現実に出されているのはそういったもの。その男女共同参画というところにも絞ってしまいますと、そういうところのものになるのだそうなのです。今のところはあのぐらいで、そのうちに違うタイプのものもあればいいのかなとは思っているのですけれども。

委員長：ありがとうございます。

何かまじめなビデオのようで、楽しさはないようで。

榎 本：アニメなんかはないのですか？

事務局：そういうものを今度どこかでつくっていただけるといいですね。

榎 本：人権擁護の方で用意しているものでアニメがあるのですよね。子供のいじめとか、そういうのも入っているのですね。しかし学校で貸してほしいということはなかなか。教育委員会の方でリストみんな出してはあるのですけれどもね。学校にも行っているのではないかなと思うのですけれども、なかなか借り手はないです。ここに置いてあるわけではないですから。法務局から取り寄せなものですからね。

アニメなんかだと我々が見てもおもしろいし、ぐっと胸にくるようなことが入っていたり。

委員長：まだ、やっぱり男女共同参画とかというのは、何か四角四面のというのはビデオなんかでも多いのかなという気がしまして、日常の中でちょっとはっと気づくような身近なテーマといたしますか、そんな気持ちを促すと。

榎 本：それとやっぱりPRもね。使ってくださいというPRの方がいいですね。

委員長：そうですね。よく車の免許更新に行くと、いつも怖いビデオとか見せられますでしょう。そうしたら何かこんなことを起こしてはいけないと、その一瞬だけぴっとして帰ってくるのですけれどもね。そうですね、インパクトの強いものだから、これ難しいところなのではないでしょうかね。

ほかに何か14年度の、もう済んでしまった事業ですけれども、これはどういうことだったのでしょうかとかというご質問はないでしょうかね。例えば、今ご説明いただいた事業に参加されて、こんなことはこういうふうにしていただいたら、もっと皆さん参加しやすいかなと思われたことがおありでしたら。

たくさん委員会の時間ございますから、あとでお気づきになったらまたご発言をお願いし

たいと思います。

では、続きまして平成15年度の男女共同参画推進事業の概要ですね。これは案でございますけれども、それを事務局の方から説明していただきます。お願いいたします。

事務局：それでは、続きまして平成15年度の事業の概要について説明させていただきます。

まず、意識啓発事業ですけれども、男女共同参画フェスタにつきましては、従前のとおり推進週間に合わせて講演会と、それと写真コンテストの開催を予定しております。

なお、講演会につきましては、従来ですと講演1本だったのですが、今年につきましては映画を取り上げて、実際に映画を上映して、その映画の中で描かれている女性について講演していただくというイメージで考えておまして、ただいま講師の方に打診中のところでございます。

続きまして、男女共同参画セミナーにつきましても、また一つのテーマ、大きなテーマを設けた形の開催を考えております。

続いて、今回新たに設けた事業なのですが、男女共同参画職員研修事業ということにつきまして、本日、追加で資料をお配りした中に男女共同参画職員研修の考え方ということでお出ししているかと思えます。これまで私も担当がこういった研修を受けてまいりましたけれども、3年を迎えまして広がりを持ちたいと考えました。男女共同参画が市役所全体で取り組むべきことであろうということから、職員全体を対象にした派遣研修事業を考えております。全国いろいろなところでたくさんの事業をやっておりますけれども、最もふさわしいのが国立女性教育会館で行われている事業ではないか考えておまして、幾つかのメニューの中から本人が希望するものを選択して研修していただこうと思っております。それで、帰りましたら、職員自身が講師になって職員向けのセミナーをやっているのですが、その中で発表をしていただこうと考えております。

また、この研修の位置づけとしまして、これまでですと特定の分野の研修につきましては特定の担当の中だけで行ってきたのですが、これを市役所全体で取り組むべきことだということから、人事や研修の担当である総務部とタイアップしまして、総務部の方で実施している研修計画の一環としての位置づけをいただけることになっております。本来、要綱等でお示しするところなのですが、現在手続の関係で詰めている最中でございますので、とりあえず考え方ということでお示しいたします。

続きまして、情報提供につきましては従前のとおり行ってまいります。

続いてエンパワーメント事業についてですが、こちらにつきましても、従来行ってまいりました事業を今年度から新たに方向を変えて計画しております。これまで日本女性会議、あとは国内研修事業の二本立てでしたが、それをまとめまして、特に、これまでの国内研修につきましては担当の方で事業を選択して、視察先も選び出しまして、手配ですとか、企画はすべて担当の方でたてたものに参加を募った事業でしたけれども、今回は参加を希望される方々の個性や志向などを重視しまして、自主的に企画をして実施される事業に対して補助し

ますという内容に変更しております。

先ほどごらんいただいた資料の職員研修の考え方の次のページから、要綱の改正案、実施要領、補助要領もお出ししておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思えますけれども、考えられる事業としましては資料の右に出しておりますが、世界女性会議は5年ないしは10年に1回ですので、今年を対象になりませんが、日本女性会議と国立女性教育会館の主催する事業や、そのほかいたるところでいろいろな研修が行われているなかから、希望者自身が選んで申し込みいただきます。

ただ、私どもで考えているのは単なる講演を聞くというのではなくて、やはり討論型、参加型、ワークショップ型、そういった事業に参加される方に対して補助をしたいというふうに考えています。

補助率は経費の2分の1ですが、補助金の限度額としましては、国内は7万円とさせていただきます。また、補助対象金額の最低額を4万円といたします。ですから、補助額としては最低2万円ということになるのですけれども、そういう形で進めたいというふうに考えております。対象は従前のエンパワーメント事業のとおり3名ということで考えております。

続きまして、女性相談ですけれども、こちらにつきましては従前どおり将来的な女性の総合窓口の開設に向けて実態調査してみたいという形で、従前どおり進めたいというふうに考えております。

最後に意識調査事業とありますけれども、別の資料をお送りしてございますので、後ほど協議事項の中で改めて説明させていただきます。

以上で、15年度の説明を終わらせていただきます。

委員長：ありがとうございます。

それでは、平成15年度の男女共同参画推進事業の概要、これはこれから実施する事業ですから、今の段階は案でございますが、それにつきまして何かご質問ございませんでしょうか。

また、これからやる事業ですので、この事業はこんなふうにしてほしいというご注文がありましたら、そういうお声もご発言いただければ大変助かります。そして、何も一番いいのは市民の声を聴く課の事業ですので、事業をされる方々がここにそろっていらっしゃいますので、こちらの方に。この事業はこんなところを工夫してほしいとか、こんなふうなことに配慮してほしいとかというご意見があったら、とても助かるのですけれども、お気づきの点おっしゃっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

私が余り聞いてはいけなんでしょうか、事務局さん。

ちょっと、例えば新しい事業ということで、意識啓発事業で市の職員さんを派遣されて、その方が戻られたら市の職員さんに研修の終わったあとの報告ということで、職員さんに学んだことを広めると。このことが総務部のいわゆる職員研修の一環ということで、人事記録に入るということですね。

事務局：はい。

委員長：そういうことですね。これとてもいい企画だと思うのですが、もう一つ市民の声を聴く課さんが、この男女共同参画を所管しているということで、職員研修の中に職員の男女共同参画、意識づくりみたいなカリキュラムはお持ちなのでしょうか。

事務局：現在は新入職員の研修の中で一コマ2時間設けられています。

委員長：男女共同参画についてですか。

事務局：そうです。

委員長：そうですか。

事務局：その他の一般の職員向けの研修は持ってありません。

委員長：そうですか。市の職員に新たになられた方には2時間、これがレクチャーされると。男女共同参画プランとか、そういうものが。それはすばらしい取り組みですね。

事務局：石狩市の取り組みとして、男女共同参画を積極的に推進していますということで、すよね、新しい方に。まずわかっていただくと。

委員長：わかっていただくと。フレッシュな段階でね。

事務局：そうですね。

委員長：それはすばらしいことですね。その上にさらに、この新しい事業がまたさらに職員の意識を底上げしていくということになるのですね。

事務局：はい。

委員長：ありがとうございます。

事務局：今、職員セミナーに関してのご質問をいただきましたけれども、実際3年前に一度、職員向けということでやったのですよ。ところが、それを継続しましても同じ担当の職員が話してしまいますと、いつまでもたっても手応えがないです。ということで、ちょっとメニューの中身を考えられなくなりまして、中断したのですけれども、今度職員研修という位置づけで広がりますので、枠が。担当が直接の担当でない職員に語りかけるというよりは、いろいろな部門の職員が行って感じたことを広めてもらおうということで、これが広がりを持たせるために行いたい企画だということで、職員研修というふうに位置づけております。

委員長：そうですか。ありがとうございます。

本当に男女共同参画というのは、この所管をした方は男女共同参画に目覚めるのですけれども、なかなかそれ以外のセクションの方は、とらえづらいいということもあって、なかなか目覚めるというのが難しい、時間がかかるのですね。そういう意味で、違う担当の方がこの分野の学習をされるということは、とても大きなインパクトを持つことだと思うのですよ。私が1人で感心しているのですけれども、私が感心してもだめですね。

何かご質問とかご意見ございませんか。

平井：男女共同参画フェスタ in いしかりというのがありますね。この中で写真コンテストをやっているというようなことが書いてありますけれども、資料を見ますと応募が8点ですか。ここに書いてある身近な男女共同参画を写真で表現というのがありますが、写真

コンテストをフェスタですから啓発事業ということで、皆さんに広く知っていただくということだと思のですが、この写真コンテストを取り上げた意図、それから私なんかはやっぱりこれ見ると、どういう写真がそれに似つかわしいのかというのが、よくつかめないのですが、その辺の意図と実際に応募されたものはどういふものがあるのか、その中身をちょっと知らせていただきたいと思っているのですが。

委員長：事務局さん、お願いできますか。

事務局：12年度からこういった事業が始まっているのですけれども、初年度は標語を募集して、特に中学校で取り組んでいただけて250ぐらい応募はいただいたのです。一般の部と中学校の部と分けて選考して表彰したところだったのですけれども、13年度から写真コンテストということで開催したのですけれども、それこそ先ほど今おっしゃったよくわかりにくいというお話だったのですけれども、まさにそこをねらってしまして、あらゆるところに男女共同参画が見られるというところに目をつけていただくといったらいいのでしょうか、そういったイメージであったのですけれども、そう言っておきながら、なかなかこちらのPRする方もやはり難しく、ちょっと苦慮しているところではあるのですけれども、本日お配りした資料の中にチラシをお渡ししておりますけれども、広報4月号で募集しているところですので、ぜひ推進委員の皆さんの応募ももちろんお待ちしておりますし、皆さんからの広がりも期待しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長：今のところでよろしいでしょうか。

榎本：例えばこんな場面と書いてありますよね。家計簿とにらめっこしている夫婦とありますけれども、こういったような題材でということなのでしょう。自由でいいということですね。

委員長：目に訴えるという形、男女共同参画というわかりづらいのですけれども、こんなところをパチリとすると、ああ、これも一つ男女共同参画の目に訴える姿かなという気付きをしてほしいということなのでしょうね。

それと、写真に向けたときに、そんなこときつと意図していないのでしょうかけれども、写真の焼きつけしてみたら、ああ、これちょっといいねとかという何かそんなふうの一つずつ築いてほしいなという願いがあたりなのかなという感じなのですけれどもね。

去年の「ボクのパパは大仏君」なんて、すごく頼りになるお父さんという感じがしたものとか。

中村：今の写真コンテストなのですけれども、写真展が6月20日から26日、市役所ロビーで1週間ほどやるということなのですけれども、市役所ロビーのみでいいと思うのですけれども、やはり本当にどういふものが対象になるのだろうかということで、ちょっとピンと来なかったのですけれども、そういうコンテストをやるのであれば、できれば市役所だけではなくて、例えば図書館だったり、あそこは不特定多数の、市役所もそうですけれども、いろいろな方、子供から高齢者が通っていますので、ああいう図書館あたりに、こういう写真展を開設するのも一つの手段ではないかなと。これ非常にPRにもなるでしょうし、こうい

うことやっているのだなという意図も周知できるのではないかと思います。この男女共同参画という意味というか、そういったことをやはり周知する意味でも、いろいろな手を使ってやられた方がいいのではないかなというふうに思います。

委員長：ありがとうございます。

中村委員からご提案がございました。

松 下：それと、今の啓発の部分で、広報いしかりには載せているのですか。そういうものも、いい作品は広報いしかりの表紙に載せるとか、いろいろな活用の仕方ありますよね。今、著作権の問題があるかどうかわかりませんが、いいものであれば、それらも一つの啓発の方法かなと思いますけれども、これはもう全戸配布ですから一番効果あるのですよね。

委員長：そうですね。PRの効果は大きいですね。

松 下：これはもう活用した方がいいと思うのですけれども。

委員長：男女共同参画に限らず市の他のセクションで写真コンテストがもしされているのであれば、それとうまく連動するとか何かあるものでしょうかね。たまたま6月というのは基本法が施行された月だから、6月に写真コンテスト、それからフェスタ。これやっているのも記念すべき月だからということですね。

事務局：そうです、はい。

委員長：本当は、一番いいのは6月の広報誌にぼんと載れば最高インパクトがあるでしょうけれども、なかなかそれは大物時期とだぶる。

松 下：ですけれども、いい作品のものであれば、そういうの時期合わせなくてもいいものであればいいと思うのですよ。実はそこで入選したやつですよという紹介があればいいと思うのです。

委員長：そうですね。

松 下：そういう活用の仕方もあるのかなと。

桑 島：そうですね。広報誌というのはちょっと広報の方の担当と相談しておくようにします。今までもセミナーのときですとか、いろいろなときには使わせていただいているのですよ。ただ、そういうことになりますと、やっぱり全員の方に見ていただくというのはなかなかないのは現実なので、ご指摘のとおりでございます。検討させていただきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。ほかにございませんか。このような事業ですから、もうどんどんご注文という事務局が困るかなと思いつつながら、余り難しくないのご意見を。

事務局：ぜひ写真コンテストのご応募も。別途、改めましてお願いの文章を送らせていただきますが、委員の方々、1枚ずつでいいです。委員コーナーというのも設けたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松 下：デジカメでもいいのですか。

事務局：応募要領には入れておりませんが、結構です。フロッピーか何かで。プリントアウトとあわせて。

委員長：これはカメラとかデジカメで、腕に覚えありの方は頑張って応募してくださるようお願いいたします。

では、もしご質問とかご意見おありの方いらっしゃると思いますが、次に進めてまいります。

続いては、次の表の方に入らせていただきます。一つ目が男女平等に関する市民意識調査について。これからの取り組みですけれども、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：それでは、先日お送りしました資料の男女平等に関する市民意識調査について、補足しながら説明してまいります。

男女共同参画社会の必要性が提唱されてきましたけれども、本市においても平成8年に女性担当を置いて、女性行政をスタートさせてきたところです。翌年の平成9年にはいしかり女性プラン21策定検討委員会を置きまして、プランの策定に向けて動き始めております。さらに、平成10年には初めて男女平等に関する市民意識調査を行いまして、この意識調査の結果ですとか、策定検討委員会の提言などを踏まえまして平成12年3月に、お手元にございますいしかり男女共同参画プラン21を策定したところがございます。

このプランに基づきまして各種事業を取り組んできましたけれども、それが3年が経過しております。特に意識啓発事業とエンパワーメント事業に重点を置いてまいりましたけれども、その間、国におきましても基本法の制定ですとか、育児介護休業法の拡大ですとか、保育士、看護師の名称の変更、DV防止法の制定、北海道でいえば男女平等参画推進条例の制定ですとか基本計画の策定など、さまざまな取り組みがなされて、一定程度の理念の浸透があるものと考えております。

このことから、男女平等意識の根幹という大げさかもしれませんが、そういった部分について前回からの変化を計測したいと。また、その意識が具体的に最も及ぶであろうと思われる家庭や子育て、それと教育も含めて、特に教育につきましては今年度、教育における男女平等についての取り組みもありますことから、この分野についての意識を計ってみたいというふうに思っております。

具体的には、お手元の資料にありますとおり、今年の5月の中旬に調査票を発送して、5月いっぱいまで回答をいただきたいと。その後、データ入力と分析を行い、集計は大体9月いっぱいぐらいでの作成で計画しております。

対象につきましては、前回どおり20歳から69歳までの方の市民1,000人で、地域別、年代別にそれぞれ分けまして、無作為抽出した上で実施したいと考えております。

実際に設問なのですけれども、大体が前回の設問を踏襲しております。属性に続きまして男女平等に関する価値観6項目に分けております。これについては、全国都道府県、国をはじめ市町村ほとんどのところが、この項目については取り上げております。ただ、国あたりですと、私どもではに地域社会をあげておりますけれども、国ではここが学校ではというふうに設けております。この点が違うだけでして、あとは全く同じでございます。ですから、まとめ方も前回との変化と合わせて、全国との違いというようなあらし方をしたいという

ふうになっています。

続いて、家庭に関する部分になってくるのですが、問2から問4まで。これは前回と同じです。あわせて最近増えてきていると言われている「主夫」についてどう思っていますかということも、あわせて聞いてみたいと思います。

またこの区分の中で、前回設問のありました離婚についてとか、夫婦別姓につきましても、ちょっと家庭、家事という部分から少し離れますので、今回は省略させていただきます。

続いて子育て、教育についてということで、問6から問10までですね。これにつきましても前回との変化を計りたいということから、同じ設問を設けてございます。

問11につきましても、今回ちょっと方向というか、切り口が違うのですが、今回教育における男女平等を取り組むということもありますことから、実際市民の皆さんはどういうふうはこの辺を考えていらっしゃるのかということから設けております。同じく教育について、前回ありましたお子さんの担任の先生は男女どちらがいいですかという設問につきましても、省略させていただいております。

最後に、自由筆記でご意見をお書きくださいということにさせております。

以上、こういった計画であります。

委員長：ありがとうございました。

男女共同参画の本当に意識の問題がどんなふうにつながっているのかということが大事なポイントというか、なると思うのですが、その意識調査、15年度やられるということで、その調査の中身の今ご説明をいただきました。

ぱっと見ていただきましてというか、ご説明を伺いながら見ていただきまして、ご意見、ご質問いただきたいと思います。すぐ私が聞いてしまうのですが、第5問、いわゆる「主夫」、主な夫これが入った経緯は何かございますか。

事務局：こういう言い方していいのかどうかわかりませんが、問2から問4までは本当にこういった調査では考えられる設問かなと思っておりますが、ちょっとがらっと性格の変わったものを、最近見られ始めたことを取り上げてちょっと刺激してみたいなと思っております。それでどういう反応があるのかなと。

松 下：主夫は余り聞かないですね。

委員長：専業主婦の主な婦人の方と、それから男性が専業、主な夫というか、ということで、言葉にすると同じシュフなのですが、字が違うということで、男性と女性の役割分担を変わってみるという視点ですね。

松 下：あまり主夫という言葉はしらないですね。

事務局：最近増えてきているようです。例えば、男女共同参画に関するいろいろなシンポジウムですとか、パネルディスカッションなどでパネラーとして来られている方々が最近は出てきているようです。男女共同参画の新しい例として。

委員長：例えば全国的な啓発事業とかシンポジウムの場では、やはり男女共同参画を象徴する一つの生き方の形みたいに、女性と男性が家庭のパートナーのときに、男性が子育ての

方をなさって、女性が社会に出て家庭の経済的なものを働いてくると、こういう役割を完全にクロスして、従来の方の形から見ると、そういう形を实践されている方が一つの刺激的な状態という形、現在ある形ということで、よくパネラーとかシンポジストに登場されているのですけれども、そういうときによくこの主夫とか男の子育てとかというのが出てまいります。まだまだ現実には少数の方が多いと思いますけれども、ただそういう完全に切りかえた例をお見せしないと、何となく男女共同参画とか、わかりづらい。今までの固定観念に縛られてしまって、新しい形というか役割の入れかえを認めがたいというか、認めづらいというか、そんなふうになりがちなので、ちょっと窓をがばっと風穴をあけるような感じで、こういう生き方をされている方がしばしば出てまいります。どうぞ、男性の委員さんも女性の委員さんも何か、ちょっと横目で私の方を見ないでご発言を。

平井：こういう設問を新しく設けるといいことですね。ただ、これを聞くのであれば、もう一つ聞いてほしいものが、夫婦の別姓についてどういう意識を、そっちの方を私なんかは、個人的には知りたいなと、どの程度浸透しているのかなと思います。

事務局：直接家庭での役割ですとか家事ですとか、そういった部分をつかみたいと思っていたものですから、離婚についてどう思うかという部分とあわせて、今回は省略したところです。

平井：5年前は。

事務局：行っています。

平井：そうすると、5年たってどの程度というのは、問題意識みたいな。

委員長：1回わーっと盛り上がりがあって、ちょっとほとぼりが冷めてという、一つの落ち着きが出た状態ですね。やっぱり必要な問題ですね。

どちらにしても、主夫にしても夫婦別姓にしても、設問の2の男女の役割分担や家庭生活についての切り口はちょっと異質ではあるのですよね。

事務局：はい。

委員長：ただ役割分担、ちょっと異質かな、切り口はね。

事務局：確かに別姓の問題は意識が強く反映される項目かなとは思っています。

委員長：女性の委員さん、例えばここに主夫ということをクエスチョンとか意識調査でお知りになっていきたいというのと、それから前に一度別姓の件を意識調査でお聞きになっているということで、その経過観察を見たいという方と、どのようなご意見、お考えをお持ちでしょうか。

北田：見たいですね。

委員長：夫婦別姓？そうですか。やっぱり経過を見てみたいですか。

北田：ええ、見てみたいです。自分の意識もそうだけれども、皆さんの意識も年代別にどうなっているのかな、見てみたいというか。やっぱり追跡調査でないけれども、知りたいです。

委員長：知りたい。そうですか。

事務局さんの方で、この案を変えられるのかどうかちょっとわからないのですが、今、女性の委員さんの方から夫婦別姓の意識変化を、もし可能性があるのなら経過で見てみたいというご発言もございました。ご検討の余地あるかどうか、わからないですが、ご検討の材料の一つ加えていただきたいと思います。

事務局：皆様のお手元に以前お配りしている、中身はあると思うんですね。実は担当の方でもそれなりにストーリーを組みながら、前回のを踏襲するような形で出していますので、気がつかれたことがあって、こういうのも一つ方法として必要ではないかということ、後ほど結構なのです。お帰りになられましてからチェックしていただいて、何かございましたらご意見いただければ、まだ十分追加、削除できるように。

委員長：そうですか。

事務局：極めてフレキシブルに残してございますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長：大変うれしいご意見をというか、ご発言いただきまして、まだこの意識調査、項目固まっていないそうでございます。ですので、こんな設問が欲しいとか、以前のと見ていただきまして。

北 田：子育てが載っているの、介護のことも載せてほしいのです。介護がやっぱり、子育てとか介護というのは、やっぱりまだまだいろいろな面で女性に負担があるという意識が根強いと私は思うので、介護についても法的な整備は少しずつ整ってきていますけれども、人々の意識というところで取り上げてほしいと思います。

委員長：ありがとうございました。

プランの中でも4番目のところで介護がありますしね。男女がともに担える介護環境というところですね。

三 崎：問11のところなのですけれども、そのところで男性の養護教員はどうかというような項目を一つ入れてほしいなと思うのと。

委員長：問11番、学校で男女平等を指導するときは何が重要かという部分ですね。

三 崎：ええ、そうです。その中で、今すごく社会的にもあれしている、採用するところが女性というふうになっているところがあるけれども、実際男性の養護教員の需要が、北海道ではなくても、いいというのも出てきているから、そのところを聞いてみたいと思うのと、それから問1番なのですけれども、地域社会が漠然としているから学校というのが私はいいような気するのですよね。何かあえて変えた理由というのは、どういうあれなのかなと思っていました。

事務局：これは前回そのままの設問なのです。

三 崎：そうですか。私、地域社会の男女平等とはどういうのかなと思ったのです。ぱつと考えたとき。

北 田：地域社会だと範囲が広いですよ。PTAと町内会と学校だと全然イメージ違いますし。

委員長：漠然としていると。

北 田：何か、学校というのと地域社会はちょっと違う感じするので。

松 下：違いますよね。

北 田：やっぱり学校は学校で、一つ欲しいなと思いますね。

松 下：地域社会も別にあってもいいのだけれども。

北 田：あと、地域社会はやっぱり町内会とかですから、そういうイメージになるのですけれども、その辺も少し。

松 下：学校のところは欠落しているかもしれないね。

委員長：たまたま私たちの役割で、教育における男女平等とありますから。何かやっぱり学校の方に目が行ってしまうのですね。

松 下：変えられるのであれば。

委員長：ちょっと検討してほしい。サブクエスチョンができるのかどうかですね。地域社会として、その中で学校と地域社会、分けられれば。本当はサブクエスチョンがつけられるものであれば、できるかなと。

事務局：プランの方に反映されているところのやり方だと思うのですね。そのときの策定委員会の検討の仕方だと思うのですけれども、家庭と地域社会という項目が一つと、学校というのを別々に目標を持たせているので、方向を。その関係だと思うのですね。逆説的gですけれども、そういうやり方で意見を収集したかったのだと思うのです。

ですから、今のお話もちょっと反映できるように、もう少し項目のところ考えさせてください。

委員長：プランの関係もそうですね。本当に家庭と地域社会が一つのグループで、それから学校というのはまた別のグループで。このプランの形がそうなのですね。

それでは、いろいろなご注文が出てまいりますけれども、ございませんか、ほかに。

○三 崎：いいですか。8番なんかは、これは必要かなと思ったのですけれども。意味あるかなとかなと思うところがありますけれども。

事務局：やっぱり男女で違いが出るようなのです。

委員長：違うのですね。男の子にはここまで、女の子にはここまでと、明らかに差が出るのです。これは育てる側の意識。それはもう明確に出ます、これは。なぜか。

ですから、意識というのは、子育ての世代の方が難しいというか、無意識にあるのですね。男の人は将来働いて家族を養っていかなければならないという、だから学校も高等教育へという思い。女性は結婚してということを見ると、そこに何というか、学習の機会をレベルがはっきり出るのですね。

(不明)：方向としては、縮まってきているようですね。

委員長：縮まってきているのですけれども、それと男親さんと女親さんとまた違うのですね。その辺の選択の形ですね。でも現実的には、その辺現実とそのあるべきものとのギャップみたいなものもいっぱいありますしね。

意識調査につきまして何かございますか。ちょうど今、時間が4時になりますので。

松 下：それでは、一ついいですか。

委員長：はい、どうぞ。

松 下：問11番目の教頭さんと校長さんですね。女性を置くということ。これ試験なの
ですよね。これ実際に女性だから、男性だからということではなく、そういうシステムにな
っていない、なっていますか。

委員長：システムですか。

松 下：要するに校長試験とか教頭試験とかありますね。それをクリアしないと入れない
のですよね。ですから、意図的に女性だから、男性だからということで分けることできませ
んよね。

委員長：その点、山田先生からご発言ございましたですね。前回でしたかしら、私も伺っ
たような気がするのですけれども。ちょっと教えていただけませんか。今、状況を。

山 田：今言われたとおり当然、教頭試験、校長試験あります。はっきりいって女性に、
私も随分受けないかと言っていきますけれども、そうですね、10人に声をかけたら9人の
女の先生は断ってきますね。

松 下：受けないの。

山 田：受けないのです。それはなぜかといいますと、管理職になると大体2年、長くて
3年でぼんぼん異動するのですよ。今管内に8人ぐらい女性の管理職いるのですけれど、
そのうちで結婚している方は2人だけです。ということは、結婚している方は2年ごとにど
んどんどんどん移るということは非常につらいのですね。

それから、北海道の場合、特に僻地を抱えていますから、一般職ですとある程度希望とい
うのもあるのですけれども、管理職になると全く希望ないですから、管理職の場合。そして
2年ごとにぼんぼんぼんぼん移ると。やっぱりすごいネックがありますね、女の先生には。
だから、これは完全に受験者数です。受験者の違いですね。

松 下：そうしたら、男性であっても試験を受けたくない、私はここから動きたくない
からと、それは可能なのですね。

山 田：たくさんいますね。非常に今悩んでいます。

榎 本：らしいですね。なりたくないという。

山 田：この数年、急激に増加しまして。

松 下：そうですか。

榎 本：みんなそうじゃないですか。会社でも社長とか専務になりたくないという。

松 下：そういうことからいって、そういう振り分けは意図的にするとかしないとかとい
うレベルではないのだと思うのですよ。やりたくてもできないわけですからね、試験を受け
ないのですからね。

委員長：そうですね、トライしなければ、全くそれは。

松 下：トライしなければだめです。

委員長：トライして初めてフラットな状態になるわけですよね。トライもしないと。

松 下：そうなのですね。トライをすとかしないとかというレベルでないのです。それはもうだれでも同じ。女性、多いことは多いのでしょうけど。受けない人がね。

山 田：また、もう一つ大きな違いは、私は毎年本州に行ってますが、本州の場合は極端にいうと他県に転勤しても通えるのですよ。

委員長：そうですね。

山 田：そうです。特に後志とか檜山とか日高とか宗谷とか網走とか、いわゆる北海道の周辺部はもう僻地が圧倒的に多いですから、僻地新卒、校長僻地退職たくさんいますから、そういうところに2年ごとにといいると、これは大変。

だから、檜山なども今回、退職校長7人で受験者2人ですから。それは今、ざらです。石狩管内も退職者と受験者と大体同じくらいです。受けないですから。これはやっぱり解消しなければいけないのですけれども、なかなかそれも難しい。

松 下：だから、恐らく校長としての学校管理能力というのがあるかないかという話ではないのですよね。

委員長：そうですね。確かにそうですね。山田先生おっしゃったように、本州圏は小さいのですよね。本当にどこにいても通勤可能なのです。それは道職員もなり手が無いというのと同じことなのですね。転勤が広いから、はっきり言わせて。道職員になるのだったら、市の職員になりたいという、絶対それは本当ですよ。

松 下：だから、そういうことです。ある面では転勤は命がけですからね。男なんていうのは、もう食事はつくれるし、何もしないですから。

榎 本：主夫の問題になるのだ。

委員長：ちょっと線を引いて。

松 下：すみませんね。

委員長：いえいえ。本当ですよ、本当に生活をしようとしたらそのとおりですよ。

北 田：すみません。ここに仕事に関する意識がちょっと載っていたと思うのですけれども、ただ年代が20代から60代までの方を対象にするので難しいのかなと思うのですけれども、仕事を一生続けたいと思うとか、そういう意識というのも年代によって違うのではないかなと思うのですけれども、このような項目を何か設けて、若い人たちがどのように仕事に対して思っているのか。家事とか介護とか育児とかあるけれども、そのほかに全く同じレベルで仕事もありますよね。どのように仕事をとらえているかというのを知りたいのですけれども、ただアンケートが20代から60代となっているから、もう既にちょっと質問の仕方が難しいかなとも思うのですけれども、仕事に対する意識調査ができる項目を、私はあったらいいかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

委員長：ありがとうございます。

何か別の章を立てないで、1番目の価値観とかとありますよね。その次あたりに何か、今のご発言の仕事へのかかわりとか、例えば介護とか、そういうライフステージ全般にかかわる項目をぼんぼんに入れて、今までのアンケートや意識調査と連動しなくてもいいのですけ

れども、大きなライフステージの項目を入れて、少しそこで対象の方に入れてしまって、その中で特に今回は家庭生活の中での子育て、それから教育、学校のことに特化していきますよという、対象のフェイスシートに近いところで、もし組み込める形をお考えできたら、どの方にもライフステージに事象はありますよね。それをちょっと入れてしまうといいのかなと。そうすると、おっかけると難しくなるので。

松 下： に答える人は次のそういう、 の人は別なのと。

委員長：だから、メインのクエスチョンとサブのクエスチョンで、ちょっと深めていただくと。

松 下：自分の該当するところに答えていくような格好ですよ。

委員長：ちょっとインプットしにくいのですけれども、私だけでしょうか。

木 本：その点でいえば、ライフステージ全般としてボランティアについてという項目が一つも載っていないのはちょっと寂しいなというふうに思っています。社会にかかわるということから言えば、これを見ますと男女の役割がかなりはっきりした設問が多いようですよけれども、そういうことでは、もうそういうことを超越したというように表現があっていただければ、ライフステージ全般としてのボランティア、そして地域のかかわりとか、そのことをいろいろ生き方としてどうしていくかという設問になれば、とても見通しが立っておもしろいかなというふうに思います。地域の間人像みたいなのが見えてきて、とても。

松 下：余り見え過ぎたら、ちょっと困る。

委員長：1番目の価値観の中の地域社会のサブクエスチョンとして入れられるかなという気もするのですけれども、町内会とかPTA活動とか。

松 下：ボランティアとかね。

委員長：組み方なのでしょうけれどもね。

松 下：結局、価値観がある程度、見えてきますね。要するに、該当しなければ答えられないということが出てくると思うのですよね。だから、与えられたところに誘導していくのですね。

委員長：例えばボランティアというものが、男女共同参画や男女平等という意識の関係で、ボランティア活動の中身でそういう意識が浸透しているか、気づかれているかというものをこれは聞くわけですよ。ですから、活動の切り口ごとに男女共同参画とか平等とか、人権でもいいのですけれども、そういう意識がどのくらい定着しているのか気づかれているかなということ、これ聞く意識調査だと思えるのです。だから、それは全部、最後まで追跡しなくても、入り口の切り口で聞けるかなというふうに思うのですよね。

松 下：そうですね。この人はどういう方向に進んでいくのかなというところをあらかじめ。

委員長：そうそう、本当の大きくくりですけれども、見えるかなと。

木 本：難しいことになってくるわね。

委員長：では、まずはこの意識調査の点、この辺にさせていただきます。

平井：すみません、もう一つ。

委員長：すみません。平井委員。

平井：10番にかかわってくるのですが、実は今年、子供の小学校で卒業式がありまして、初めて出席簿順に男女混合で卒業証書をもろう形だったのですよね。今までは男女別だったのですよね。それを見ていると、これいいなというふうに思ったのですよね。それからこの資料が送られてきて見たらこの設問がありましたので、過去の会議録もちょっと見させていただいたのです。議論の中で過去にやっているのですね、この点について。その中で小学生と中学生では違うのではないかと。やっぱり思春期に入っているから、小学校までとは違うのではないかと、中学校は。そういうことをある程度考慮しなければ、例えば私が聞かれたらどうしようかなと、一概に言えないかなと。小学校はもう大賛成なのだけれども、中学校はそれでは大賛成というわけにいくかなというようなことがありまして、その辺の意識を、一般の大人が小学生と中学生、ぱっと分けて考えているかとなってくると、その辺のところを考えた方がいいかなという気がしたのですが。

委員長：失礼ですが、平井さんのお子さんは中学校。

平井：私のところは小学生と中学生です。

委員長：ああ、そうですか。

○平井：2人とも女の子ですけれども。

委員長：小学校の卒業式では平井さんはとてもよかったと。卒業証書いただくのに。

山田：全くそのとおりで、小学校の場合、むしろ男女混合を支持するでしょうね。ところが中学校の場合、私も怒られたのです。もう先生方から大反対受けました。やめてくれと。体育の授業だとか、いろいろな場合で。体育の授業、男女別の授業というのは、これ小学校は一緒にいいですけども。ところが高校になると、もう男女一緒になんかできないのですよ。今、非常に成長激しいですから。中学校でも男女一緒にやってできないのかという話、僕はするのですけれども、体育の先生ががんと断ります。能力別にかなり違ってくるものですから、いわゆる事故が怖いということです。同じことをやらせると。だから、個性というものがあるわけで、男性、女性を同じ種目やらせることが個性ではないですから。その子に合ったことをやらせるのが教育の一環ですから。ですから僕は、この辺は本当に難しいなと思っています。

特に最近、ある中学校の先生が男女混合の名簿をつくってもらおうと、正直いって男だか女だか全然わからないということです、名前が。

委員長：はい、わかります。

山田：もうアスカさんなんて書かれると、男も女もいますから、同じ字で。ですから、中学校は聞かないのですね。

榎本：出席簿は。

山田：出席簿をもとに成績等の一覧表も全部同じようにしていますから、ですからなかなか難しいのですね。

松 下：出席簿はあいうえお順ですか、生年月日順ですか。

山 田：それは学校によって違います。あいうえお順の学校もあるし、生年月日順でやっている学校もありますけれども。「あ」が先ということはありませんから。小学校の場合はまぜている場合もあるのですけれども、先ほど言いましたように、名前がわからなくて男か女かわからないという状況もあります。

事務局：小学校が6校、中学校が1校、混合名簿を実施しているというふうに伺っております。おっしゃるとおり中学校はなかなか。

○山 田：難しいですね。それから、例えば11番の設問で、生徒会役員を会長を男子に副会長を女子にというのも、これは全く今ないと思うのです。100人いたら100人が、これはないよと。もうそんな意識は学校にないです。

ただ、先ほどの男子の養護教諭というのは、結局このアンケートがどういうふうにかされるのかなというのが私の発想なのですけれども、例えば先ほど夫婦の別姓の問題でもありましたけれども、これ民法改正しなければだめですから、改正しなければ、法律上の問題ですよ。民法には明確に書かれていますから、夫婦どちらか一方のということで。だから、どうせ調べるのなら、それでは民法改正までするというような発想が出るのかなとか。それから男子の養護教諭というのは、おもしろいなと思って。ただ、残念なのは養護教諭は今、石狩管内120校ありますけれども、20代、30代ゼロですからね。全部40代ですから。ということは採用がないのです。20年来。学校に1人しかいませんし、子供はどんどん減少していますから。結局石狩管内で退職されても、他の管内ではもっと余っていますから、空知などは人口減で。結局、60歳の方が退職して、45・6歳の方が入ってくるという状況ですね。札幌はもっとひどいのですけれどもね。そういう現状です。ただ私は、いいアイデアだな、おもしろいかなという。ただ、当然ネックもあります、いろいろね。女の子が相談する場合も問題もあるだろうし、保健室で。男女の比率でいえば圧倒的に女の子が多いですから、保健室に行くのは。

委員長：そうなのですか。

山 田：はい。例えば男は格好悪いと言います。多少のけがは、そんなもの大丈夫だというのがありますからね。

三 崎：女性がなっているからではないですか。

山 田：それも僕はあるのかなと。

三 崎：あると思いますね。

山 田：逆に男子が養護教諭になっても女性が行かなくなったらまたね。

三 崎：両方いた方が一番いいですね。悩みが違うからね。

山 田：そうなのですよ。でも、いい発想だと私は思いました。

松 下：養成する意味もあるでしょう。養護教員というのは男女関係なく。

委員長：関係なく養成はされているのですね。

松 下：だけれどもいないのね。

委員長：なっても就職できる場がないようですね。

山 田：採用がないということです。

委員長：ええ、採用がないということのようですね。

松 下：話は変わりますが、先ほどちょっと言われたように、男女別姓の問題については、もちろん法律の問題はあるけれども、世論はどう考えているかということをつかみたいからね。世論が変われば、法律も変わってくるという。今検討中だからね。聞く意味はありますよね。

委員長：なかなか別姓というのを取り上げて認知すると、日本の婚姻制度そのものにふれてくるとか、そういうお考えもありますし、社会的に別姓にすることが生きやすいとか、そういう価値の部分もありますし、その辺との兼ね合いが、なかなか社会的に女性の名前がずっと前からの名前で踏襲されるということの価値もありますし、婚姻という形の、苗字二つつけて子供に名前をつけるのかというような、そういう形になるのか。家族の関係（テープ反転）女性側から言えば、男性の名前に変えるということのうれしさ、気恥ずかしさと、それと仕事をしていくとき煩わしいなというのが重複してしまうのですよ。

浅 野：でも勤めていますと、やっぱり別姓が便利だと、すごく実感しましたけれどもね。

松 下：でも、どこの家族がどこだというのがわかりづらくなりますね。

浅 野：これから男女共同参画社会になって、これがどんどん社会に広まっていくと現実的に一番ぶつかりますよね。

松 下：逆にバツイチになっても。

(不明)：そういうことでなくて。

委員長：もちろんそれも大きいかもしれないですね。中村委員いかがですか。何か頭抱えていますか。

中 村：本音が聞けて、おもしろかったです。ちょっとそこまで考えませんけれどもね。

(不明)：そういう話じゃないのだよ。

委員長：何かずんずん本音のご意見も出てまいりまして。ありがとうございました。

それでは、次に進めさせて、あと、もう30分、40分ぐらいですね。

それでは、協議事項の二つ目。教育における男女平等についてということで、事務局からお願いいたします。

事務局：それでは、教育における男女平等について、お送りしました資料にちょっと補足しながら、説明させていただきます。

プランでは男女平等の確立と自立社会の形成というこの二つを基本理念に掲げておりまして、その下に基本目標として人々の意識づくり、決定場面への参画、就業、自立のための環境整備、健康支援の五つが基本目標として上げられております。いろいろ課題、問題はあるのですが、その根幹になっているのが人々の意識であるというふうに考えておりまして、今回の推進委員会の取り組みとしては、この課題解決の障害になっているものを把握して、そこから今後の取るべき方向を探ることがいいのではないかと考えており

ます。市民の男女共同参画を進めるときには、多くの人は自分の生き方に疑問を投げかけられまして、非常にとまどってしまうことが多いように感じております。一応理解はするのですけれども、なかなかちょっと改めるということではできないのではないかというふうにも思っています。

プランは人の一生涯に渡って、あらゆる場面に触れているのですけれども、社会に乗り出す前の子供たちに、主体的に航路を切り開くことができる知恵を身につけさせることが、男女共同参画社会の実現のために最も成果が望める一つの方策ではないかというふうを考えておりまして、こういった若年層を対象とした取り組みに大きな期待が持てるのではないかというふうには思っています。

子供たちに対する家庭における男女平等の意識の形成につきましては、親の意識の持ち方を見直す、考え直してみるということも必要なのですけれども、これにつきましては、いろいろな意識啓発事業ですとか、いろいろな機会を設けていく中で提供していきたいと思っておりますが、今回は多くの、たくさんの同い年の子供たち同士の討論ですとか、体系的な取り組みができます学校、そして教育委員会と、私ども市がタイアップして取り組んでいきたいというふうには思っています。

教育委員会では、こちらにお配りした資料にも書いてあるのですけれども、15年度において人権に関する取り組みが進められるようなガイドブックの作成を計画しているようです。プランの6ページの冒頭に基本理念と目標と書いてありますけれども、その冒頭に男女の人権が尊重され云々とありますように、男女平等の問題の根底に人権があるのではないかというふうにも考えられますことから、今回の取り組みに当たって教育委員会でのガイドブックの作成を踏まえた取り組みをしたいというふうには思っておりますし、夏季長期休業ですから夏休みに当たるわけですが、夏休みの間に石狩市の教育委員会独自の教職員の研修の枠を去年から取っております、これと連動して進めていきたいというふうには思っております。

教職員研修なのですけれども、10数コマを予定している中で、その中に必須科目と選択科目と設けるようなのですが、その選択科目の中の一つに男女平等の科目が入るというふうにも聞いております。そういったものを導入していただきまして、学校における日常的教育活動への反映を期待するという事で教育委員会は考えておりますので、このガイドブックと教職員研修を踏まえた取り組みにしたいというふうには思います。

取り組みの方向と方法ということで、こちらからもちろん答えというものはお出しすることはできません。ですから、自分自身で考えて、問いを投げかけてきっかけづくりを目的としたいというふうには思っております。ポイントということでも書いてありますけれども、自分の持ち物ですとか身につけている物、また身の回りにあるものの中から男女で分けられているものがあるのではないかということに気づいてもらう。あと、自分の行動だとか言葉だとか、そういったものにも、やはり分けられているものがあるのではないかと。そういった画一的な枠組みにとらわれない意識を持つための手法を探りたいというふうには思っています。

す。

具体的なスケジュールにまいますけれども、新年度間もなく始まりますけれども、始めましたら、ガイドブックの作成にも教育委員会の方でかかりたい、実際に学校の先生数人を募って作業を始めたいというふうに考えています。目標としては、上半期というようなことで考えているようです。1学期中に市内の小中学校の中から、どのクラスでやっていただくかということ、事前に校長会の方にはご了解をいただいた上で選び出していきたいというふうに思っています。

夏休みでの教職員研修、これにつきましては教育委員会独自がこれを進めるわけなのですが、私どもや推進委員の皆さんと一緒に研修をするということは無理な話なのですが、見学ぐらいできるだろうかということを持ちかけまして、ちょっと考えさせてくれというお返事を今いただいております。

それらを踏まえまして、2学期に入りましてから実際にカリキュラムの検討に、私どもと教育委員会と、実際にそのガイドブックの作成にかかわった方ですとか、もちろんモデル校に選び出した担任の先生も含めたカリキュラムづくりをやった上で、何とか2学期中には取り組みを、何時間になるかわかりませんが、取り組みを行い、最終的に取り組んでいただいた先生方を交えた評価ですとか、反省ですとか、今後の検討なんかを進めたいというふうに、以上、大ざっぱですが、そんなイメージで現在考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長：ありがとうございました。

学校における男女平等の意識づくりですね。今ご説明ありましたことは、大変これは大きな重大な取り組みになると、私は伺っていましたが、まずはご質問、ご意見等ございましたら、お願いたします。

中 村：学校というのは小学校ですね、中学校。

事務局：今後の相談にもあるのですけれども、小中一つずつはできないかというふうに考えています。

中 村：高校は考えていますか。

事務局：高校は今、計画に入っておりません。

委員長：先ほどおっしゃったのは、教職員の研修を公開研修ということもお考えなのですか。

事務局：教育委員会の方では見学ということ、全然そんなこと考えていなかったものから、そういった話はちょっと時間いただきたいということで、私どもとしては、私自身も出席させてもらいたいと思っておりましたし、できれば推進委員の皆さんにも見学できるような形に。

委員長：研修での公開ですね。

事務局：そうです。そうできないかということで、今打診しております。

委員長：ありがとうございます。

壮大なことだと、私はもうどきどきして今聞いているのですけれども。

山 田：本質的に、これは公開制度とっているわけだから、今年度から始めたことですから、今年の夏休みから。うちも最低3分の1は出ようやということで、14人ばかり出ました。私も出たのですけれども、3日間。全く自由に見られますから。それについては問題ないのではないかと思います。ただ、問題は講師だとか、いろいろな問題がこれからまた出てきますから、今回夏やったのもそうなのですから、このときは人権ではなくてほかのテーマをやったわけですから。

委員長：14年度にも実績がおありなのですか。

山 田：そうです。14年度から始まりました。これはもう各市町村教委、ここだけではないです。もうほとんどの市町村教委で。要するに今までやっていたのを完全週5日制になったこともありますし、道教委自体もどんどん研修が、夏休み、冬休みに入ってきています。もともと教師は、夏、冬は勤務ですから。ですから、変わってきたのです。

委員長：ああ、そうですか。

山 田：今まで普段やっていたものを長期休業中に変えたと。

委員長：長期休業中に、そういう時間帯がとられるということですね。

三 崎：内容はどのようなのがあったのですか。

事務局：内容については私も承知していませんが、去年は男女平等についてはありませんでした。

山 田：多岐にわたっていました。いろいろな、教育大学の教授が来て、体験学習とか、それから担任が学級経営について発表したりとか、まさしく学校教育にかかわっての研修でしたね、今年は。初めてでしたから。

委員長：素晴らしいことですね。

はい、どうぞ。平井委員。

平 井：モデルクラスにするということになれば、総合学習の時間を使ってという形になりますか。

事務局：その辺は、まだ私と教育委員会のレベルですので、こういった時間組みになるのかわからないのですけれども、恐らく総合学習も含めた検討になるかと思います。

木 村：内容的にいけますと家庭科の中でというか、それが取り上げやすいかとは思うのですけれどもね。調理実習ですとかそういうことも今一緒にやっていますよね。ですから、そういうことから実際に男女が一緒に同じ調理をしたりとか、そういうことから始めていますので、だから、あとはホームルームでディスカッションをすとか、そういう形であったらやっていけるかと思えますけれども。

委員長：あと実質的なというか、実践的なカリキュラムの中で男女平等とか人権とか共同参画ということを、あの授業の時間帯で先生が組み込んだ実践指導事例をおつくりになるということは、相当難しいのではないかと私、素人なりに思うのですけれども、その辺が難しいことだと。気づきはさせるということは、気づきの内容は提供できるのでしょうけれども、

実際、先生がそういう実技指導みたいのをされながら、こういう意識というのを組み込んでいくという、教育の場合では指導事例とかございますよね。あれを何の材料で、何をどう組み込むかというのはとっても難しい仕組みであるように、私は素人なものですからそう思っています。

松 下：家庭科というのは、教科そのものはそういう本質的なものがあるから、それを自然に進めれば割と入っていける。

木 村：割と入りやすい。他教科に比べると。

松 下：ですから、科目によりけりですね。

委員長：そうですね。

松 下：そうだと思いますよ。今おっしゃっているのはね。

木 村：藤女子大学の家庭科教員のコースをとっている学生は、すべてこの男女参画の問題を取り上げて、教職の中で勉強の課程のコースに入っていますから、当然それはするべきものだという感覚で学生たちは実施していますよね。ある程度うちは女子大なのでやりやすい面もあるのですね。

松 下：そんな難しい話ではなくて。

木 村：そうだと思うのですよ。私の感覚からいって。

浅 野：そうしたら、教職員の研修というのは、これは家庭科の先生がなさるのでしたら、ほかの先生は。

木 村：ただ、でもそれは、家庭科の先生は割と目覚めやすいというか、実際もう実践していますから、割と早く実践しやすいのですよね。ただ、ほかの教科になってきますと、やっぱり意識がまだ定着されてない部分があるかと思うのです。ですから、そのためにこれが必要なのではないのでしょうかね。

委員長：そうですね、すごくありますよね。

木 本：よく新聞や資料なんかに出ている実態は、男女問わず自己決定をしていって生きる力とかいうふうな、そういうことにかかわってくるというふうに理解してよろしいのですか。

木 村：そういうことというよりも、もっと平易なことだと思うのですよ。日常生活の中で、ちょっと年代も絡んでくると思うのですけれども、年輩の先生方というのは、従来の、女の子はこう、男の子はこうというのがあると思うのですね。固定観念みたいなものが、ですから、学校の間でもそうなのです。我々が感じてもそうです。やっぱり30代の先生と60代の先生では、全然学生に対する意識が違うのですよ。申しわけありません。そういうつもりじゃないのですけれども、でもやっぱり違うのですよね。だから、そこら辺を若い先生方ももちろん理解しなければいけないですね。年輩の先生方も時代というものを理解していただく、その感覚が違ってきているのだよというその部分の研修だと思うのです。

山 田：私はちょっと違う角度で見ているのは、たまたま藤女子大というのは私大ですから、自由にカリキュラムつくっていますね。教育大学系の家庭科でもって人権をやっている

方が来てやっていませんから。それから各大学ごとに全部カリキュラムが違うわけですから。だから、私がいつも言っていることは、研修ということは、だれもができればだめなのだということなのです。特定の教員だけが出来る、スーパースターいらないよということですから、多くの先生がやれることといたしましたら、道徳の中にありますから、実験16項目の項目の中に。例えば道徳なんか、担任がすべてやりますから。だから同じようにみんなで研修やれとか、授業するまでに例えば本校が受けたら当然そのための研修をやりますよ、全員で。そして副担も必ず授業についているでしょう。総合的な学習の時間というのをやりますよね。

やっぱり家庭科も一つの教科ですから、教科の中ではちょっと苦しいかなと。ということは年間カリキュラムがばっちり決まっているのですよ、家庭科。そこに入ることは大変かなと。要するに全員の先生がやれるような、もし家庭科の先生が中心になってやるなら、家庭科の先生が1年から3年まで指導案をつくって、全部の先生がこれをもとに研修してやらないと、例えば性教育なんかもそうなのですね。保健の先生がやる学校、養護教員の先生がやる学校があるのですが、もう1年から3年まで全部のつくります。性教育のカリキュラム。年間15時間分とか。全部の先生がだれでもやれるという体制にしないと、ある学級のクラスだけとか、家庭科の先生のクラスはここまで深まったけれども、国語の先生はと、担任が違うわけだから。

だから、そういう意味、それは各学校の裁量になってしまうと思います。各学校で、うちは道徳でやろうかなとか、うちは総合でやろうかなとか。違うわけですから。私は前にも相談されたときにそういう話もしたのですけれども、学校に任せてくださいと。

松 下：だけれども、まさに男女参画のそういう動機づけには、家庭科というのは一番入りやすいのですよね。そういう面ではね。一番わかりやすい。

木 村：実際、目の前に出てきているわけですからね。

松 下：だから、それはすべてではないし、一部分だけれども、例えばこういうものですよとか。

木 村：日常のことですからね。

松 下：そういう感覚で私は思うのですよね。

木 村：そうですね。そういう意味で私は言っただけですけれども、もちろん各学校の事情によって違いますけれども、ただ、割と入りやすいという意味ではそうだなと思うわけですよ。

平 井：実は心配していることが。

委員長：心配、はい。

平 井：これは非常に大事なことで、ぜひやっていただきたいと思いますが、効果の点で心配しているということなのですね。それはどういうことかということ、今、先生がおっしゃられましたように、学校でも人権とか、それからそれぞれの人格が大切だという教育は当然やっているわけですが、その延長線上でやるということになれば、余り効果がない

のではないかと思うのです。

その一つの根拠として、皆さんもご存じだと思うのですが、キャップというのがございますね。あれは民間の団体がやっていますね。ロールプレイングゲームということで、子供たちに体験的にやらせますね。そうすると、子供たちが非常にインパクトがあるのですね。先生がやるのと全然違う。こんなこと言うと先生たちに悪いのですけれども、子供たちの受けとめ方が全然違う。だから、同じ人権をこういう形でやるにしても、やり方というのは非常に大事だと思うのです。それをどうやるかというのは、最大の問題だと思うのですよね。キャップをやってそれを受けた子供は、たった1回で、人権の問題に対する意識はがらっと変わるみたいなのです。話を聞きますと。そういうようなモデルをやれるのだったら、それはもうすばらしいのだけれども、その辺はどうかという、心配しているのはそこなのですよね。

委員長：一気に最高位まで上がってしまいましたね。

平井：専門の方がそろっているのですけれども、私も技術者、技術の方ですけれども、よく言われるところの専門ばかりですけれども。

委員長：いえいえ、うんとうなづいてはいけません。

平井：自分の範囲の中で考えてしまうというのがどうしてもありますので、教育においても、やっぱりそういうところがあるのではないかと思うのです。そういうのではなくて、そこから離れたところから見えるような形で考えていかなければ、これは今後期待するほどの効果が上がらないのではないかと思うのです。

委員長：大変示唆に富んだご意見をいただきました。ありがとうございます。

榎本：人権でもハンドブックというのがあるのですけれども、私もちょっと読んでみたら、大分古い話なのですけれども、これは朝日新聞の1989年だから大分前のことなのですけれども。日本弁護士連合会の調査で100数十冊の教科書を調べたのです。その中に男女差別ということなのですけれども、判断した国語、社会、家庭、道徳について、改訂前のも含め、小中あわせて110冊の教科書と副読本を調べたと。

国語の中では、物語、小説、伝記に女性の主人公が少ないことがわかった。小学校では全部で164話の物語や伝記が出てくるが、男性が主人公のものが102もあったのに対し、女性は37話と3割に満たなかった。中学校は95話のうち、男性が主人公なのは70話、女性は14話。これでは子供に対し、女性は社会の脇役という印象を与えてしまう。

これ十四、五年前のことです。今の教科書は相当、男女共同参画になっていますから変わっているのではないかと思いますけれども、このハンドブックは二、三年前に出たものですから、それ以後はちょっと調査がないのでないのかなと思って、そんなのも弁護士会で、調査もまた新たにしていいただければ大分参考になるのではないかなと思うのですけれどもね。

それから社会は、小学1年ではお母さんの仕事という表題で炊事、洗濯、掃除、買い物、育児をしている母親の絵を載せた上でお母さんの1日について話し合いましょうとまとめ

たものがあった。確かに現実的には、母親が家事をする家庭が多いが、これでは男女の役割分担を助長すると、当委員会の見解である、ということですね。

家庭科では、小学校では男女が共修している。しかし、家族の生活時間を例示するところで、共稼ぎ家庭があるのに母親だけが家事を負担していたり、母親と女の子が掃除をし、父親と男の子がジョギングしている写真が載せられるなど、役割分担の意識はここも消えていない。

道徳では、教科書はないが、教科書と同じように扱われる副読本が、小学校では女性の職業について農業、教師、看護婦さん。ここでは看護婦ですから看護婦。自営業などに領域が限定されていた。お茶くみばかりさせられている女性社員が、おいしいお茶を入れる努力をして評価され、といった物語になっている。小学生の副読本でも男性はしっかりして科学的なのに対して、女性は優しく情緒的という内容のものが多かった。

調査に当たった委員会のカネコヨウコ弁護士は、思っていた以上に男女の役割分担意識が根強かった。こうした意識を無批判に載せることは問題だと話していると。内容はまだあるのですが、そんなようなことがこのころの教科書にはあったということなので、今は変わっているのではないかなと思いますけれども。

委員長：少しずつその辺も。

松 下：今、女性の方が強くなっていますよ。

榎 本：逆になっていますか、今。

委員長：ありがとうございました。

そうですね、いろいろ教育の方でやる難しさがいろいろあるかと思えますけれども、まだ少しお時間あるようですから、ご検討いただければということですね。

それで、ちょっとこれは私からで申しわけないのですが、実際、教育の方の取り組まれる施策事業に市民の声を聴く課といいますか、男女共同参画推進委員会の意見を具体的にどんなふうに生かしていけるのかという、その辺の実際のこの事業実施段階の市の中での連携といいますか、それはもうしっかり二人三脚できているのでしょうか。

これは私、道職員の経験で知事部局と教育委員会部局の間にはものすごく大きな大河がありまして、縦割り行政どころではない、大きな川をジャンプしなければならないというか、すごい橋が必要なのです。そういうこれは縦割りではないというよりも、縦割りなんていう生やさしいものでないものがあるものですから、その辺、石狩市さんの場合、二人三脚がもう可能なのか、その辺、教育さんのこれ事業のことなものですから、どのくらいこの委員会の意見が届けられるのか、あるいは市民の声を聴く課のお考えが教育さんの事業に生かせるのか、この辺のことを事務局さん、つらいと思えますけれども、ちょっと現状をお聞かせいただけないでしょうか。

松 下：私は部外者ですから一言言わせてもらおうのですが、非常に石狩の場合は体制とれていると思えますよ。私はそういう印象持っています。

委員長：そうですね。それはうれしいことですね。

松 下：ほかの地域と違って、割と連携とれていると。道の場合はかなり溝がある。

委員長：すごいことになるものですから、道の場合は。経験的に言いましてもね。

松 下：いろいろなことありましたけれども、そんな感触はあります。

委員長：そうですか。それでは、とてもこの委員会のご発言が生かされるということで。

事務局：私の感触ということになると思うのですけれども、先ほど言いました例えば今の男女平等の取り組みの中でも教職員研修に見学させてくれないだろうかというようなことも、とりあえず二つ返事ではもらっていませんけれども、そのほかに14年度の事業の中でもISHIKARI YOUNG FORUMというのがありました。これも既に情報が得られたときにはもう企画はがっちり固まっていたときでも、何か一緒にやらせてくれないかということについては、これは二つ返事でOKもらいまして、アンケートをさせていただいたところだったのですけれども、そういった意味でいえば事務レベル、私のレベルということになるのですけれども、今、委員長おっしゃったようなお話はよく耳にしますけれども、比較的垣根が低いといったらいいのでしょうか、たまたま同じ建物の中にあるという部分があるのかもしれませんが、そんな印象であります。

松 下：今、市役所で出前講座をやっています。この前その打ち合わせをしてきたのですけれども、行政側と教育側と同じくらいですね、もう一緒になってやっているのですよ。だから、そういう意味では本当に連携とっているなという印象をもっています。

榎 本：ISHIKARI YOUNG FORUMというのは、人権啓発活動ネットワークというのがありまして、それでネットワーク事業についても14年度、これ北海道で三つか四つの自治体に予算がきまして、石狩でもやったのですけれども、窓口は市民生活課になるのですが、ごみ対策課や市民の声を聴く課、みどりの課とか、教育委員会なども各課で協力してもらわなければできなかつたものですから、それ快く引き受けていただきまして。予算は地域擁護委員の方からつけたのですけれども、よくやってくれました。

委員長：それでは、私の心配は危惧でございまして、実は教育委員会の方とこちらの課の方とは密接な連携がとりやすいのですけれども、ただ教育、学校の現場までこの仕事が入っていくわけですね。そうした場合、教育の現場に教育の伝統的な形とかが、きちっとおありになるのではないかなと。そこまで市長部局が本当につなげていけるのかという心配が、私はとても危惧しております。

山 田：私も実は道にいたものですから。

委員長：ああ、そうですか。先生とはそういうことはございませんでしたけれども。

山 田：外に戻ったときに、設置者管理主義といいまして、学校をつくったのは市長部局ですから、だから市長の名前で文書は来ますし、それからいろいろな部局から、環境部とかいろいろなところからいっぱい要請来ますから、それを拒否することなんて全くできませんし、ということは我々は石狩市が建てた学校に勤めているものですから、それは設置者。実際は地方公共団体の中でも教育委員会が窓口になっているだけで、だから、そういう点では道とちょっと違う。

委員長：そうなのですか。はい、ほっとしました。心配のし過ぎでございました。

これは、ひとえに、この委員会の委員の皆様のご発言が今、取り組んでいかれようというお仕事にきちんと生かしてつながっていただきたいなという思いがありまして、それを期待するがゆえに、願うがゆえにちょっと要らぬ心配をしてしまいました。ありがとうございました。これで本当に今日はほっとしました。

ちょうどもう少し、あと5分ほど時間があるようですけれども、何か今日の報告事項、協議事項通してでも結構ですので、ご質問等や意見がございましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

特にございませんか。

それでは、この辺で今日の委員会を終わりの形をとらせていただきたいと思います。事務局の方からの山田先生が今度ご栄転なさるということで、この委員会の方でのお仕事は今日がおしまいだということになっておりますので、私ども、せっかく先生におんぶにだっこという形をお願いしようと思っていたのですけれども、とても残念に思いますけれども、山田先生に一言ごあいさついただきたいと思います。お願いできますか。

山 田：実はこの委員会に3年間、私は所属させていただきました。たまたま私の自宅が石狩市なものですから、図書館ができたら図書館の審議会だとか。3年前に来たときに、また将来石狩に戻るのだから、石狩のために少し尽くせやというような気持ちで、この3年間やらせていただきました。4月の異動で私にかわる者が来ますので、よろしく願います。また2年間たったら、私また戻ろうかなと思っていますのでよろしく願います。

委員長：どうもありがとうございました。

ぜひとも石狩にお戻りいただきまして、そのころ私たちは変わっていますけれども、またお力添えお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今日は時間内に終われるようでございます。本当に活発ないいご意見をありがとうございました。どうもありがとうございました。